

施策1	安全なまちをつくる防犯の取り組み
めざす暮らしの姿	・市民一人ひとりの防犯意識の高まりと地域での防犯活動により、犯罪が減少し、安全安心なまちづくりが進んでいます。
基本方針	<p>やお防犯計画に基づき、地域、関係団体、警察、大阪府等との連携を強化しながら、ハード面での防犯に配慮した環境づくりの推進と、防犯意識を高める啓発活動や地域防犯活動の推進といったソフト面での取り組みを両面から推進します。</p> <p>警察や学識経験者等の専門家との連携を図りながら、街頭犯罪認知件数を押し上げている犯罪種別の分析および対策を進めます。</p>

【①前提条件の変化】

	後期計画策定後の変化
社会経済環境の変化や関連法令、制度等の整備状況(必要性が有れば記入)	・特になし。

【②総合評価】

指標値と事業の実施状況	★★★		指標(めざす値の平均達成率)		
			100%以上	80%以上	80%未満
事業の実施状況	★★★	基本方針の要素はすべて実施した	★★★	★★☆	★☆☆
		基本方針の要素の中には実施できていないものがある	★★☆	★☆☆	☆☆☆
総合評価		<p>【結果(見込)】 平均達成率100.0% 指標である街頭犯罪認知件数は、ここ数年大幅に減少しており、達成する見込みです。</p> <p>【実施状況】基本方針の要素はすべて実施した。 ハード面の取り組みとして、幹線道路への防犯カメラの設置を行ったことや、また、ソフト面では地域と連携しひたたくり防止をはじめとした啓発活動を行ったり、地域における安全・安心のための取組みを支援したりしたことにより、街頭犯罪の認知件数の減少につながりました。</p>			

<p>具体的取り組みについての総括</p> <p>・重要な役割を果たした事業</p>	<p>・警察と協力し犯罪や事故の多い市内の幹線道路に防犯カメラを設置したほか、防犯灯の整備費用や電気使用料の助成を行いました。</p> <p>・高齢者の被害が多い特殊詐欺への対策として、民生委員を通じた独居高齢者への詐欺被害防止POPの配布、子どもや女性に対する犯罪対策として、FMチャット連携した防犯ブザーの配布や小学生の下校時に合わせた青色防犯パトロール車によるパトロールを実施しました。</p> <p>・地域における安全・安心のための取組みを支援するため、八尾市安全・安心のまちづくり基金を活用し、市民団体等に助成金を交付しました。</p>
地域と向き合う施策展開についての総括	<p>町会(自治会)やまちづくり協議会による防犯灯や防犯カメラの設置を促進していますが、町会加入者の減少による町会費収入の低下等により、町会の支出の中で防犯灯の維持費の占める割合が高くなっており、防犯灯の維持管理が難しくなっていると相談が多く寄せられています。設置した防犯灯の維持管理を継続していきけるよう、補助制度を含めて、今後のあり方を検討する必要があります。</p>

施策担当課	危機管理課
関係課	

【③第6次総合計画の策定に向けて】

考慮すべき社会経済環境の変化等	<p>街頭犯罪が減少している一方、振り込め詐欺等の被害が多く出ており、高齢化がさらに進展することによって被害が増えることが推測されることから、被害防止の取組みを進める必要があります。</p> <p>八尾警察署管内振り込め詐欺発生状況 H26年19件 → H29年57件</p>
-----------------	--

重要課題、課題対応のために必要な取り組み	<p>街頭犯罪の減少とともに振り込め詐欺等の被害防止を一層進めるために、警察などの関係機関と協力、連携を進めます。</p>
----------------------	---

後期基本計画施策評価シート

施策2	安心を高める防災力の強化
めざす暮らしの姿	・防災体制や都市基盤の整備、土砂災害に対する防災力の向上などにより、災害に対する備えがある暮らしが実現しています。
基本方針	『地域とともに歩む減災』をテーマとして、行政と市民・地域、「公助」と「自助」・「共助」のそれぞれの力を合わせながら、「災害に強いまちづくり(ハード)」と「災害に強いひとづくり(ソフト)」に取り組み、地域の防災力・減災力を高めていきます。

【①前提条件の変化】

社会経済環境の変化や 関連法令、制度等の整備状況 (必要性があれば記入)	後期計画策定後の変化
	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府内で初めてとなる震度6弱を観測した大阪北部地震や西日本を中心に甚大な被害を出した平成30年7月豪雨による災害が発生しました。 ・豪雨時には本市においても、土砂災害警戒区域に避難勧告を発令し、実際に土砂が流出したり、道路が冠水するなど、被害が出ました。 ・現在被災地における課題を踏まえた上で、後期計画策定時より更なる防災力の強化が喫緊の課題となっています。

【②総合評価】

指標値と 事業の実施状況	★★☆		指標(めざす値の平均達成率)		
			100%以上	80%以上	80%未満
事業の実施状況	★★☆	基本方針の要素はすべて実施した	★★★	★★☆	★☆☆
		基本方針の要素の中には実施できていないものがある	★★☆	★☆☆	☆☆☆
総合評価		<p>【結果(見込)】 平均達成率91.1%</p> <p>成果指標の達成見込み状況は、概ね順調に推移しているが、各小学校区における自主防災組織の結成促進については、目標値に届いていない状況です。</p> <p>【実施状況】 基本方針の要素はすべて実施した。</p> <p>『地域とともに歩む減災』をテーマとするソフト面については、「自助」及び「共助」に対する防災意識啓発を実施し、ハード面では防災体制の強化や災害時の被災者支援のために、「災害情報システム」及び「被災者生活再建支援システム」を導入するなど、着実に災害への備えを整えることにより、地域の防災力、減災力を高めました。</p>			

<p>具体的取り組みについての総括</p> <p>・重要な役割を果たした事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の啓発のため機会があるごとに地域において地域防災計画推進事業や自主防災組織の育成の事務事業を通じて防災講演やHUGなどを実施しており、今後も引き続き実施することにより市民の防災意識向上を図ります。 ・自主防災組織については、引き続き結成に向けて働きかけを実施し、今後は、単に結成のみではなく組織の拡大による災害対応力の向上と結成率の向上をめざします。
地域と向き合う施策展開 についての総括	現在一部の地域では、避難所運営マニュアルの策定が完了し、開設訓練を実施している状況であり、他の地域においても引き続き、避難所運営に関するマニュアルの策定を進める必要があります。

施策担当課	危機管理課
関係課	総務課

【③第6次総合計画の策定に向けて】

考慮すべき 社会経済環境の変化等	近年頻発している自然災害における課題を踏まえて、地域防災計画などの改定や備蓄計画を推進する必要があります。
---------------------	---

重要課題、課題対応 のために必要な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時、支援物資受け入れのための施設として市立総合体育館ウイングを想定していますが、用途が体育館であることから、過去の災害において課題となっているラストワンマイル問題(受援体制等が整っていないことから大半の支援物資が被災地直前から届かない現象)や、必要な備蓄スペースの確保が課題です。 ・災害発生時における情報伝達手段の多重化が必要となっております。
-------------------------	---

後期基本計画施策評価シート

施策3	災害に強い消防体制づくり
めざす暮らしの姿	・市民への消防行政サービスが充実し、市民の生命、身体、財産が災害から守られています。
基本方針	市民の生命・身体および財産を守り、災害から被害を軽減するため、予防体制の強化、消防施設の整備拡充、救急救助体制の充実など総合的な消防体制の整備について、広域的な取り組みも考慮しながら推進します。 市民の安全安心を守るため、地域防災の中核である消防団施設などの整備や応急手当の普及啓発などに努め、地域の防災力の強化を進めます。

【①前提条件の変化】

社会経済環境の変化や関連法令、制度等の整備状況（必要性が有れば記入）	後期計画策定後の変化 ・中核市移行に伴い高度救助隊を創設するとともに、組織機構改革を行い予防体制及び救急救助体制を充実強化しました。
------------------------------------	---

【②総合評価】

指標値と事業の実施状況	★★★	指標(めざす値の平均達成率)			
		100%以上	80%以上	80%未満	
事業の実施状況	★★★	基本方針の要素はすべて実施した	★★★	★★☆	★☆☆
		基本方針の要素の中には実施できていないものがある	★★☆	★☆☆	☆☆☆
総合評価	<p>【結果(見込)】 平均達成率100.0% 指標のめざす値は、すべて達成する見込みです。</p> <p>【実施状況】 基本方針の要素はすべて実施した。 災害から市民の生命・身体・財産を守り、被害を軽減するため高度救助隊の創設と救急救助体制に係る資格者や資機材の充実に努めるなど、総合的な消防体制の整備を図りました。 消防団員を増員し、女性分団の創設など消防団の活性化を図るとともに、自主防災組織及び消防支援ボランティア等への活動支援並びに応急手当の普及啓発活動など、継続実施したことにより地域防災力の強化を図りました。</p>				

<p>具体的取り組みについての総括</p> <p>・重要な役割を果たした事業</p>	<p>・女性分団の創設及び消防機械器具置場の建替えを計画的に行い、消防団の活性化を図りました。</p> <p>・ホームページやイベント・防火講演における各種啓発の実施により、住宅用火災警報器の設置率が向上しました。</p> <p>・地域防災力の強化のため、まちづくり協議会や地域拠点をはじめとする各関係機関との連携を進め、自主防災組織の訓練実施率100%を達成しました。</p> <p>・建物の利用者自らがその危険性に関する情報を入手し利用する際の判断ができるよう、八尾市火災予防条例を一部改正し、重大な消防法令違反のある防火対象物に関する内容をホームページで公表しました。</p>
<p>地域と向き合う施策展開についての総括</p>	<p>消防機械器具置場の建替えを計画的に行うなど、消防団の活性化を図る必要があります。</p> <p>南海トラフ地震等自然災害の発生が危惧される中、減災に向けた総合的な地域防災力の強化を図るため、具体的かつ実践的な視点から消防団、地域拠点、防災協力事業所の連携強化を推進します。</p> <p>住宅用火災警報器の未設置世帯への設置促進及び維持管理等の指導が必要です。</p>

施策担当課	消防総務課
関係課	消防署、警防課、予防課

【③第6次総合計画の策定に向けて】

考慮すべき社会経済環境の変化等	・消防広域化など国が示す「消防の連携・協力」を図り、消防体制の充実強化を行います。
-----------------	---

重要課題、課題対応のために必要な取り組み	<p>・大規模災害及び複雑多様化する災害などに対応するため、消防施設や資機材及び人員の充実を図り、消防体制を強化します。</p> <p>・消防団、地域拠点、防災協力事業所との連携を図るとともに、自主防災組織については、継続して若い世代や女性の訓練参加促進を図りつつ、全体として災害発生時に迅速・的確に活動できる組織に育成し、減災に向けた地域防災力の強化を図ります。</p> <p>・住宅防火対策、放火防止対策等を推進するなど、予防体制を強化します。</p>
----------------------	--

後期基本計画施策評価シート

施策4	緊急事態への対応力の強化
めざす暮らしの姿	・国民保護計画が対象とする武力攻撃事態および市内での事件などの緊急事態(テロ、感染症、環境汚染など)に際し、市民の生命、身体および財産が保護されています。
基本方針	緊急事態の発生時に被害が最小限となるよう、危機管理体制を整備し、市民および職員の危機意識の向上を図ります。

【①前提条件の変化】

	後期計画策定後の変化
社会経済環境の変化や 関連法令、制度等の整備状況 (必要性が有れば記入)	・平和安全整備法の施行による事態対処法の改正に伴い、八尾市国民保護計画を変更しました。

【②総合評価】

指標値と 事業の実施状況	★★☆		指標(めざす値の平均達成率)			
			100%以上	80%以上	80%未満	
		事業の実施状況	基本方針の要素はすべて実施した	★★★	★★☆	★☆☆
			基本方針の要素の中には実施できていないものがある	★★☆	★☆☆	☆☆☆
総合評価		<p>【結果(見込)】 平均達成率93.1%</p> <p>成果指標の達成見込み状況は、危機管理マニュアルの更新など概ね順調に推移していますが、「緊急事態に対して備えをしている市民の割合」については目標を達成することができていません。</p> <p>【実施状況】 基本方針の要素はすべて実施した。</p> <p>緊急事態に対して備えをしていただくため、市や地域のイベント時に、市民に対して啓発チラシを配布したり、危機管理・防災講演会を行うなど啓発に取り組んだことや、緊急事態への対応力の強化、向上を目的として、社会情勢に応じて各所管における危機管理マニュアルの更新をし、庁内で共有を図るなど、市民および職員の危機意識の向上を図りました。</p>				

具体的取り組みについての 総括	・平成28年度には、八尾市国民保護計画及び実施マニュアルについて、国・府の計画等との整合性を図るための変更を行い、平成29年度には、改訂した八尾市国民保護計画及び実施マニュアルについて、関係機関等に対して周知を図りました。
・重要な役割を果たした事業	・今後も、国・府の計画変更に合わせて、適宜計画を変更していく予定です。
地域と向き合う施策展開 についての総括	全地域において、「緊急事態に対して備えをしている市民の割合」を増加させるための取り組みを強化していきます。

施策担当課	危機管理課
関係課	

【③第6次総合計画の策定に向けて】

考慮すべき 社会経済環境の変化等	国際情勢等の変化等により、国・府等の国民保護計画に変更が生じた場合、本市の国民保護計画も連動し、変更していく取り組みが必要です。
---------------------	--

重要課題、課題対応 のために必要な取組み	施策に変更・追加すべき内容は特段なく、既存の取組みの目標を達成すべく、市や地域のイベント時において、市民に対して啓発チラシの配布をしたり、危機管理・防災講演会などを継続的に実施していきます。
-------------------------	---

後期基本計画施策評価シート

施策5	交通事故をなくすための安全意識の高揚
めざす暮らしの姿	・市民一人ひとりが高い交通安全意識を持ち、交通ルールの遵守や正しい交通マナーの向上を図ることで、交通事故のない安全で安心な社会となっています。
基本方針	子どもから高齢者に至るまで、交通ルールの遵守や交通マナーの向上を図るため、関係機関と連携し交通事故防止に向けた啓発活動や、交通安全に関する教育活動を実施します。 交通の安全は地域に根ざした課題であることから、交通事故の減少を図るため、それぞれの地域の特性を踏まえながら交通安全の確保に向けた取り組みを進めます。

【①前提条件の変化】

社会経済環境の変化や関連法令、制度等の整備状況 (必要性が有れば記入)	後期計画策定後の変化
	・道交法改正(平成27年6月1日施行)により、信号無視等を危険なルール違反を繰り返す(3年以内に2回以上)と、自転車運転者講習を受講することが義務付けられました。 ・大阪府自転車条例(平成28年4月1日施行)により、交通安全教育の充実、高齢者のヘルメット着用等の自転車の安全利用、交通ルール・マナーの向上、自転車保険の加入義務化(7月1日施行)が制定されました。 ・道交法改正(平成29年3月12日施行)があり、臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の新設、臨時適性検査制度の見直し、高齢者講習の合理化・高度化など、高齢運転者対策が推進されました。

【②総合評価】

指標値と事業の実施状況	★★★	指標(めざす値の平均達成率)			
		100%以上	80%以上	80%未満	
事業の実施状況	★★★	基本方針の要素はすべて実施した	★★★	★★☆	★☆☆
		基本方針の要素の中には実施できていないものがある	★★☆	★★☆	☆☆☆
総合評価	<p>【結果(見込)】平均達成率100.0% めざす暮らしの姿の実現を測定するための指標の達成率は、平成30年度においても「めざす値」を達成する見込みです。</p> <p>【実施状況】基本方針の要素はすべて実施した。 「交通事故をなくす運動」八尾市推進本部が実施する交通安全イベント等の取り組みを中心として、警察、安全協会、教育機関、地域及び関係団体等と連携し交通事故防止に向けた啓発活動に取り組むとともに、道路管理者及び地域と連携し、交通事故防止啓発看板の設置などによる市民の交通安全意識の向上につなげました。 保育所、幼稚園、小学校、中学校における交通安全教室については高い実施率を確保し、また地域主催の交通安全教室についても積極的に参加する等連携して取り組み、子どもから高齢者に至るまで、各々の年代層に応じた交通安全教育を実施することで交通事故の防止や交通安全意識の向上を図りました。</p>				

<p>具体的取り組みについての総括</p> <p>・重要な役割を果たした事業</p>	<p>・保育所、幼稚園、小学校、中学校における交通安全教育が交通事故の減少につながっており、特に平成25年度より市内15の中学校を3年間で一巡するスケアードストレート技法によるスタントマン交通安全教室の実施により、15歳以下の事故件数が実施以前と比べて49.4%減少しており、事業の有効性が確認されました。 実施前(H20~24年平均) 24.2件/1万人 → 実施後(H25~29年平均) 12.2件/1万人</p>
<p>地域と向き合う施策展開についての総括</p>	<p>スタントマン交通安全教室を継続実施していくなかで、保護者や高齢者等の参画を積極的に促し、地域と連携した取り組みを行っていくことが、交通安全意識の向上につながっていくものと考えております。</p>

施策担当課	交通対策課
関係課	

【③第6次総合計画の策定に向けて】

考慮すべき社会経済環境の変化等	<p>交通事故件数は減少傾向を示しているものの、依然として高い水準で推移し、なかでも高齢者や自転車が関連する交通事故件数が占める割合が府下と比べて高い状況にあり、高齢化の進展に伴い、事故が増える可能性があります。</p>
-----------------	--

重要課題、課題対応のために必要な取り組み	<p>・高齢者の身体機能の変化(認知機能の低下、反射神経の鈍化、筋力の衰え等)が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び啓発をより一層充実していく必要があります。 ・スケアードストレート技法によるスタントマン交通安全教室の実施により、15歳以下の事故件数が減少しており、その有効性は確認され今後も継続して実施していく必要があります。 ・子どもから高齢者まで年代に応じた啓発を行い、自転車利用者を中心とした交通ルールの遵守及びマナーの向上のための交通安全教育を充実していく必要があります。(特に高校生に対する交通安全教育については大阪府警ですでに取り組まれており、大阪府警、大阪府教育委員会と連携し取り組んでいく必要があります。)</p>
----------------------	---

後期基本計画施策評価シート

施策6	市民一人ひとりの適切な自転車利用の促進
めざす暮らしの姿	・市民が正しく自転車を利用し、適切な場所に駐車をし、快適に自転車利用ができるまちになっています。
基本方針	駅周辺の放置自転車の抑制を図るため、引き続き移動保管活動や啓発活動に取り組むとともに、民間誘導も図りながら、自転車を駐車できる施設や空間の整備を促進します。

【①前提条件の変化】

	後期計画策定後の変化
社会経済環境の変化や関連法令、制度等の整備状況(必要性が有れば記入)	・特になし。

【②総合評価】

指標値と事業の実施状況	★★★		指標(めざす値の平均達成率)		
			100%以上	80%以上	80%未満
事業の実施状況	★★★	基本方針の要素はすべて実施した	★★★	★★☆	★☆☆
		基本方針の要素の中には実施できていないものがある	★★☆	★☆☆	☆☆☆
総合評価		<p>【結果(見込)】平均達成状況100.0% めざす暮らしの姿の実現を測定するための指標の達成率は、経年で上昇推移しており、平成30年度に「めざす値」を達成する見込みです。</p> <p>【実施状況】基本方針の要素はすべて実施した。 駅周辺での啓発、指導等の活動によって、放置自転車の減少につながりました。 自転車駐車場の利用率については計画値は高い水準を推移しており、駅周辺整備事業に伴う自転車駐車場の整備及び利用促進の取り組みが放置自転車の抑制につながっていると考えられます。</p>			

具体的取り組みについての総括	・放置自転車対策としては、自転車及び原動機付き自転車の移動保管料の改定、移動保管等の時間帯や整理指導員の状況に応じた配置、啓発、指導活動の取組みが放置自転車の減少につながりました。 平成29年7月改定 自転車1,500→2,500円、原動機付き自転車2,000→4,000円
重要な役割を果たした事業	
地域と向き合う施策展開についての総括	・駅周辺の放置自転車においては、啓発や移動保管活動を実施していない時間帯や曜日に多く、そのような状況をふまえたなかで整理指導員の配置等を考慮しながら放置自転車対策に取り組めます。

施策担当課	交通対策課
関係課	

【③第6次総合計画の策定に向けて】

考慮すべき社会経済環境の変化等	<p>・高齢化と人口減少の進展から自転車利用の減少が推測されますが、近鉄八尾駅周辺は市内中心であり現状維持が推測されます。</p> <p>・JR久宝寺駅周辺ではおおさか東線の新大阪接続やそれに伴うまちの変化に伴い、自転車利用者が増加することが推測されます。</p>
-----------------	--

重要課題、課題対応のために必要な取り組み	<p>・自転車の大型化等により自転車駐車場利用時による自転車の損傷、施設の老朽化や設備の不具合等による利用環境が悪化しており、施設や設備のリニューアルを実施していく必要があります。</p> <p>・駅周辺の歩道空間を利用した駐輪機の設置を進めていく必要があります。</p>
----------------------	--

後期基本計画施策評価シート

施策10	疾病予防と健康づくりの推進
めざす暮らしの姿	・市民が健康づくりに取り組み、元気に暮らしています。
基本方針	すべての市民が健康で生き生きと暮らせるまちの実現をめざし、市民が主体となった日々の健康づくりを促進する取り組みを行うとともに、「みんなの健康をみんなで守る」を合言葉に健康コミュニティの構築と健康文化の醸成に向け、市民、地域、事業者、大学等の研究機関、行政で協力し合い、健康づくりが実践できる環境づくりを進めます。

【①前提条件の変化】

社会経済環境の変化や関連法令、制度等の整備状況 (必要性があれば記入)	後期計画策定後の変化
	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法の一部改正(中核市指定要件の変更に伴う保健所設置関連) ・健康増進法の一部改正(受動喫煙対策関連) ・がん対策基本法の一部改正(がんに関する啓発や教育の推進関連) ・自殺対策基本法の一部改正(市町村自殺対策計画策定関連) ・平成29年度に八尾市国民健康保険第2期データヘルス計画を策定した ・平成29年度に八尾市国民健康保険特定健康診査等実施計画(第3期)を策定した ・平成29年度に八尾市国民健康保険収納対策緊急プランを策定した

【②総合評価】

指標値と事業の実施状況	☆☆☆	指標(めざす値の平均達成率)		
		100%以上	80%以上	80%未満
事業の実施状況	☆☆☆	基本方針の要素はすべて実施した	☆☆☆	☆☆☆
		基本方針の要素の中には実施できていないものがある	☆☆☆	☆☆☆
総合評価	<p>【結果(見込)】 平均達成率 77.0%</p> <p>各指標について、計画値に達していないものもあるが、平均達成率は8割前後を推移し、概ね目標を達成している。</p> <p>国民健康保険加入者における特定健康診査受診率については、計画値に至らないものの、市民の健康意識の向上への取り組みを推進し、受診環境の整備に努めたことなどにより、継続的に増加している。</p> <p>【実施状況】 基本方針の要素はすべて実施した。</p> <p>中核市移行に伴う、市保健所の設置運営により、保健・福祉・医療の一体的な取り組みによる保健衛生施策の実施に向け各種取り組みを進めるとともに、八尾市健康まちづくり宣言や、出張所等への保健師の配置による「あなたのまちの健康相談」をはじめとする、地域での健康づくり支援を通じて、健康コミュニティづくりに取り組んだ。</p>			

<p>具体的取り組みについての総括</p> <p>・重要な役割を果たした事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度には、健康日本21八尾第3期計画及び八尾市食育推進第2期計画を策定した。 ・八尾市健康まちづくり宣言においては、八尾市衛生問題対策審議会に専門部会を設け、学識経験者、医療関係者、各種団体代表者及び公募市民委員による検討を進め、策定を行った。 ・平成26年度から各出張所等へ保健師を週2日配置、平成27年度からは1名が常駐し、地域での健康づくりについて、地域の各種団体等と連携した健康コミュニティづくりに取り組んだ。 ・各種(健)検診受診率の向上に向け、定員の増加や、住民健診や地域での出張健診とがん検診のセット検診の実施、大阪がん循環器病予防センターでの5大がんの個別検診を開始など、受診機会の拡充を行った。 ・データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画に基づき、国民健康保険加入者における特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率向上への取り組みをはじめ、総合的な保健事業の推進に努めた。 ・収納対策緊急プランに基づき、国民健康保険料の現年分を中心とした収納率の向上に努めた。
地域と向き合う施策展開についての総括	平成26年度からの出張所等への保健師の配置により、これまで以上に地域の各種団体との連携が図られ、健康コミュニティづくりに効果があった。また、あなたのまちの健康相談においては、認知度の向上から相談者数が増加し、地域住民の健康づくりの一助となった。

施策担当課	健康推進課
関係課	健康保険課、保健衛生課、保健予防課、保健企画課

【③第6次総合計画の策定に向けて】

考慮すべき社会経済環境の変化等	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化や疾病構造が変化していく中で、あらゆる世代の健やかな暮らしを支えるため、健康格差(社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差)の縮小に向けた保健・福祉・医療の連携による取り組みがより求められるものとする。
-----------------	---

重要課題、課題対応のために必要な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域拠点での健康づくり支援の取り組み強化が求められ、拠点機能のより一層の充実が求められる。 ・国民健康保険加入者における特定健康診査受診率向上のため、市民の健康意識の向上や受診環境の整備に向けた取り組みの充実が必要である。
----------------------	---

後期基本計画施策評価シート

施策11	医療サービスの充実
めざす暮らしの姿	・市民のニーズに即した医療サービスが効率的・効果的に提供されています。 ・市民がいつでも適切な医療を受けられるよう医療機関に関する情報が提供されています。
基本方針	市民がいつでも適切な医療を受けられるよう、救急体制の確保に取り組みます。 市内医療機関情報を分かりやすく発信します。 市立病院は、地域の中核病院として急性期医療・救急医療の充実を図り、市民の生命と健康を守る立場から、健全経営を図りつつ、小児救急を含む小児医療、周産期医療、救急医療、災害医療などの不採算医療分野を確保します。

【①前提条件の変化】

社会経済環境の変化や 関連法令、制度等の整備状況 (必要性があれば記入)	後期計画策定後の変化
	・地域がん診療連携拠点病院の指定更新手続きが平成30年度にあり、指定要件の見直しが予定されている。

【②総合評価】

指標値と 事業の実施状況	★★☆	指標(めざす値の平均達成率)			
		100%以上	80%以上	80%未満	
事業の実施状況	★★☆	基本方針の要素はすべて実施した	★★★	★★☆	★☆☆
		基本方針の要素の中には実施できていないものがある	★★☆	★☆☆	☆☆☆
総合評価	<p>【結果(見込)】 平均達成率96.8% 各指標について、達成率が90%を超えて推移しており、概ね達成できている。</p> <p>【実施状況】 基本方針の要素はすべて実施した。 市民がいつでも適切な医療を受けられるよう、医療機関に関する情報のわかりやすい発信や、休日・夜間診療や救急医療体制の確保に努めた。市立病院においては、本市唯一の公立病院として、救急医療、小児救急を含む小児医療、周産期医療、災害医療などの政策医療の充実に努めた。また、急性期医療を担当する地域の中核病院として、がん診療や、糖尿病・循環器疾患等の生活習慣病の診療などの医療ニーズが高い診療科の体制強化を図るなどにより、医療サービスの充実に努めた。</p>				

<p>具体的取り組みについての 総括</p> <p>・重要な役割を果たした事業</p>	<p>・休日・夜間等の緊急時に適切な医療を受けられるよう、休日夜間診療や救急医療体制を確保するとともに、二次及び三次医療体制が維持されるよう、国及び大阪府に対し働きかけを行い、広域運営事業による小児初期救急体制の確保を図った。</p> <p>また、保健事業案内や、市政だより等を通じて、医療機関に関する情報の発信に努めた。</p> <p>・市立病院におけるがん患者の診療実績については、地域がん診療連携拠点病院として、手術、放射線治療及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療を行うとともに、緩和ケアの提供、がんに関するあらゆる相談支援など、包括的にがん診療を支える体制を構築することに加え、リニアック(放射線治療装置)等の医療機器の整備等を行う取り組みを進めた。</p>
<p>地域と向き合う施策展開 についての総括</p>	<p>・施策の内容から、地域ごとの取り組みにはなじまないが、市民が適切な医療を受けられるよう、八尾市医師会、八尾市歯科医師会、八尾市薬剤師会をはじめ、地域の医療機関等との協力と連携により、施策の推進を図った。</p>

施策担当課	健康推進課
関係課	企画運営課、保健企画課

【③第6次総合計画の策定に向けて】

<p>考慮すべき 社会経済環境の変化等</p>	<p>二次医療圏単位で進められる地域医療構想による病床機能の再編が進んだ場合、市立病院の病床編成において影響を受ける可能性がある。</p>
-----------------------------	---

<p>重要課題、課題対応 のために必要な取組み</p>	<p>・中河内医療圏の救急医療機関において、24時間・365日受け入れ体制が整備されている診療科目が減少してきており、市民がいつでも安心して適切な医療を受けられるよう、引き続き、休日・夜間診療や救急医療体制の確保に向け国及び大阪府に対し働きかけを行う必要がある。</p>
---------------------------------	---

後期基本計画施策評価シート

施策12	地域医療体制の充実
めざす暮らしの姿	・市民は「かかりつけ医」を持ち、急性期病院と「かかりつけ医」との役割分担を理解し、医療機関を適正に利用しています。 ・急性期病院と「かかりつけ医」との適切な役割分担に基づき、市民のニーズに即した医療が効率的・効果的に提供されています。
基本方針	市民がいつでも安心して適切な医療を受けることができるよう、それぞれの医療機関が役割分担しながら連携することにより、地域医療の充実を図ります。 市立病院は、地域の中核病院として市内医療機関とのネットワークを強化します。

【①前提条件の変化】

社会経済環境の変化や関連法令、制度等の整備状況 (必要性が有れば記入)	後期計画策定後の変化
--	------------

【②総合評価】

指標値と事業の実施状況	★★★	指標(めざす値の平均達成率)			
		100%以上	80%以上	80%未満	
事業の実施状況	★★★	基本方針の要素はすべて実施した	★★★	★★☆	★☆☆
		基本方針の要素の中には実施できていないものがある	★★☆	★☆☆	☆☆☆
総合評価	<p>【結果(見込)】 平均達成率92.6%</p> <p>各指標について、一部計画値に至らないものの、概ね達成できている。各種媒体や事業等を通じた「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬局」の啓発や、八尾市医師会、八尾市歯科医師会、八尾市薬剤師会との連携により、かかりつけ医等を持つ市民の割合は増加傾向にあり、取り組みの成果が見られる。</p> <p>【実施状況】 基本方針の要素はすべて実施した。</p> <p>市立病院においては、現在の医療提供については、医療機能の分化と役割分担に基づく連携を推進することで地域完結型医療をめざしている。市立病院は、市の中核病院として地域完結型医療の構築に寄与するため、紹介率・逆紹介率の向上を進めた。また、地域医療支援病院として、地域の医療水準の向上に努めるなど、地域医療体制の充実に努めた。</p>				

<p>具体的取り組みについての総括</p> <p>・重要な役割を果たした事業</p>	<p>・市民が、身近な医療機関等を、「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬局」として認識し、活用できるよう、市政だよりや市ホームページ等の媒体を通じた情報発信や、八尾市医師会、八尾市歯科医師会、八尾市薬剤師会との連携による啓発に努めた。</p> <p>・市立病院は、逆紹介を推進することが、結果として市立病院への紹介につながり、ひいては市域での紹介・逆紹介が活性化されるとの認識のもと、地域医療連携を積極的に進めた。また、そのツールとして、平成24年に導入した「八尾市立病院 病院・診療所・薬局連携ネットワークシステム」を活用することで、連携のさらなる推進に努めた。</p>
<p>地域と向き合う施策展開についての総括</p>	<p>・市民が適切な医療を受けられるよう、八尾市医師会、八尾市歯科医師会、八尾市薬剤師会をはじめ、地域の医療機関等との協力と連携により、施策の推進を図った。</p> <p>・地域団体等からの要請に応じ、市立病院の医療者を講師として派遣する「市立病院出前講座」を実施することで、地域住民への医療に関する情報発信に努めた。</p>

施策担当課	健康推進課
関係課	企画運営課

【③第6次総合計画の策定に向けて】

<p>考慮すべき社会経済環境の変化等</p>	<p>二次医療圏単位で進められる地域医療構想による病床機能の再編が進んだ場合、市立病院の病床編成において影響を受ける可能性がある。</p>
------------------------	---

<p>重要課題、課題対応のために必要な取り組み</p>	
-----------------------------	--

後期基本計画施策評価シート

施策13	ともに支えあう地域福祉のしくみづくり
めざす暮らしの姿	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、一人ひとりが夢や目標の実現に向けて、自ら取り組みます。 ・多様な考え方や、存在を認めあい、ともに地域福祉の取り組みを進めていくことを大切にします。 ・地域住民が、互いにふれあい、支えあい、助けあいます。
基本方針	住み慣れた地域で住民どうしの支えあいが豊かになり、暮らし続けることができる地域をめざし、地域福祉の担い手となる人材の育成や、学習会などの開催により住民参加の促進を図るとともに、地域に住む人々の多様な考え方や、存在を認めあうような地域福祉活動の充実に取り組みます。また、健康福祉情報の総合的な提供や福祉サービス・相談支援体制の充実により、地域での自立した生活の継続を支援します。

【①前提条件の変化】

社会経済環境の変化や 関連法令、制度等の整備状況 (必要性が有れば記入)	後期計画策定後の変化
	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法」の一部が改正(平成30年4月1日施行)され、地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築が求められている。 ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年5月13日施行)に基づき、成年後見制度利用促進基本計画を策定し、その実施に向けて取り組む必要がある。

【②総合評価】

指標値と 事業の実施状況	★★☆	指標(めざす値の平均達成率)			
		100%以上	80%以上	80%未満	
事業の実施状況	★★☆	基本方針の要素はすべて実施した	★★★	★★☆	★☆☆
		基本方針の要素の中には実施できていないものがある	★★☆	★☆☆	☆☆☆
総合評価	<p>【結果(見込)】 平均達成率89.1%</p> <p>各指標においては、「地域での福祉活動が活発と感じている市民の割合」が計画値を下回ったものの、概ね達成できている。引き続き(社福)八尾市社会福祉協議会との連携を強化することにより地域福祉の推進に取り組む。</p> <p>【実施状況】 基本方針の要素はすべて実施した。</p> <p>「第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(後期計画)」に基づき、「だれもが夢を持ち、共に創る福祉のまち」を基本理念として、地域の多様性を尊重し、共助の充実を核とした八尾らしい地域福祉の仕組みづくりとその展開を図るため、地区福祉委員会をはじめとする地域の様々な団体やボランティアなど、地域福祉を推進する多様な担い手による支え合い、助け合いの取り組みを行った。</p>				

<p>具体的取り組みについての総括</p> <p>・重要な役割を果たした事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区福祉委員会や校区まちづくり協議会をはじめとする地域の様々な団体やボランティアなどによる地域福祉活動に対して支援の取り組みを進めることで、地域のつながり強化や地域課題の解決力の強化などにつなげた。 ・地域福祉活動の推進を図るためには、共助の中心を担う(社福)八尾市社会福祉協議会と連携を深めることが重要であり、(社福)八尾市社会福祉協議会の運営及び財政基盤の安定・強化に向けた幼保連携型認定こども園運営事業への着手をはじめとする主体的な取り組みに対する支援を通して連携強化を図った。
地域と向き合う施策展開 についての総括	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画(後期計画)」に基づき、地区福祉委員会や校区まちづくり協議会をはじめとする地域の様々な団体やボランティアなどによる地域の自主的な福祉活動を支援した。 ・災害時要配慮者支援事業により、同意者リストを活用した、地域での平常時からの関係づくりを進めた。

施策担当課	地域福祉政策課
関係課	福祉指導監査課

【③第6次総合計画の策定に向けて】

考慮すべき 社会経済環境の変化等	<p>単身世帯や認知症高齢者の増加、さらには知的障がい者や精神障がい者の地域移行に伴い、権利を擁護する仕組みの成年後見制度が重要となるとともに、相互に支え合う地域社会を創出することの重要性が高まる。</p>
---------------------	---

重要課題、課題対応 のために必要な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すことが求められている。そのため、「社会福祉法」の一部が改正(平成30年4月1日施行)され、包括的な支援体制に関する事項などが盛り込まれている。については、「(仮称)第4次八尾市地域福祉計画」の策定にあたり、第6次総合計画との整合性を図りながら、関連部局との更なる連携を進めていく。
--------------------------	---

後期基本計画施策評価シート

施策14	高齢者の生きがいつくりと高齢者を支えるしくみづくり
めざす暮らしの姿	・高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けることができます。
基本方針	高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らし続けることができるように、介護予防事業をはじめとする高齢者の健康づくりや生きがいつくりの支援に取り組みます。 高齢者とその家族が孤立せずに必要とする情報を得ることができるように、地域における見守りネットワーク、相談体制のさらなる充実を図るとともに、災害時要配慮者支援体制の構築、在宅生活支援や高齢者の権利擁護、認知症対策の取り組みを進めます。

【①前提条件の変化】

社会経済環境の変化や関連法令、制度等の整備状況 (必要性が有れば記入)	後期計画策定後の変化
	・高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者や認知症の人の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、高齢者を介護する家族の離職、高齢者の孤立化や高齢者虐待、少子高齢化の進展による地域社会の担い手の減少といった問題が顕在化している。 ・介護保険法が改正され、地域包括ケアシステムの深化・推進として、医療・介護の連携、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進、地域包括支援センターの機能強化及び認知症施策の推進が求められている。

【②総合評価】

指標値と事業の実施状況	★★★		指標(めざす値の平均達成率)		
			100%以上	80%以上	80%未満
事業の実施状況	★★★	基本方針の要素はすべて実施した	★★★	★★☆	★☆☆
		基本方針の要素の中には実施できていないものがある	★★☆	★☆☆	☆☆☆
総合評価	<p>【結果(見込)】 平均達成率100% すべての指標において、計画値を達成する見込みである。</p> <p>【実施状況】 基本方針の要素はすべて実施した。 高齢者のいきがいつくりの支援として、ふれあい農園事業を実施し、定期募集のほか随時募集を行い、入園者の確保に努めている。また、シルバーリーダー養成講座は、地域活動やボランティア活動に対する動機づけとなるよう実施している。地域における見守りネットワークについては、「高齢者見守りサポーターやお」協力事業者の登録を通じて、高齢者の見守りネットワークの必要性についての啓発を実施している。高齢者の健康づくりについては、河内音頭健康体操を取り入れた介護予防活動に取り組む自主グループの支援を通じて住民運営の通いの場づくりに継続して取り組んでいる。これらをはじめ、基本方針の要素はすべて実施することができ、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けるための施策展開が図れた。</p>				

<p>具体的取り組みについての総括</p> <p>・重要な役割を果たした事業</p>	<p>・「介護予防・生活支援サービス事業」については、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支えあう体制づくりを推進し、資格要件を緩和した担い手による家事援助サービスの提供や人材の育成を通じ、新たな介護人材の確保に努めた。また、専門スタッフによる生活機能の状況に応じた予防リハビリを通して、短期集中的に機能回復を図るサービスの実施を進めている。</p> <p>・「在宅医療・介護連携推進事業」については、医療従事者やサービス提供者が相談できる在宅医療・介護連携相談窓口を設置し、病院等から退院する人が不安なく在宅生活を過ごせるよう取り組みを進めた。</p> <p>・「認知症啓発事業」については、包括的・集中的支援を実施するため「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の人やその家族に早期に関わることが出来るよう取り組みを進めた。</p> <p>・介護予防・生活支援の観点から、保健・福祉・医療及び地域との円滑な調整を図りながら、効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整の推進を目的として「八尾市地域ケア会議」を開催した。</p> <p>・高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が必要である。</p>
<p>地域と向き合う施策展開についての総括</p>	<p>・高齢者が日常生活で抱く生活の不安や孤立感を緩和し、一人ひとりが自立し安心して在宅生活を送るため、地域住民や市、校区高齢者あんしんセンター、地域団体、協力事業者、関係機関がさらなる連携を進め、総合的な見守りネットワークの充実を図る必要がある。</p> <p>・閉じこもりや孤立化の防止を図り、互いに支え合う地域づくりを推進するため、高齢者の通いの場の支援や、地域拠点の保健師及び職員と連携を図る必要がある。</p> <p>・災害時要配慮者支援事業により、同意者リストを活用した、地域での平常時からの関係づくりを進める必要がある。</p>

施策担当課	高齢介護課
関係課	

【③第6次総合計画の策定に向けて】

<p>考慮すべき社会経済環境の変化等</p>	<p>団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進する必要がある。</p> <p>地域包括ケアシステムの深化・推進については、保険者が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要であり、2025年に向けて、3年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じて、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて取り組みを進めていく。</p> <p>また、今後、認知症高齢者の増加が見込まれ、高齢者虐待に至る主な原因の一つであることから、認知症高齢者の地域での生活の支援の推進が必要である。</p>
------------------------	---

<p>重要課題、課題対応のために必要な取り組み</p>	<p>・今後住み慣れた地域で、必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい生活が継続できる社会を目指すことが必要である。そのためには、多職種が連携し、保健・福祉・医療・介護の連携を強化し、切れ目なく一連のサービスが提供される体制を整備していくことが必要である。また、市においても医療・保健部局との、より一層の連携を推進する体制が必要である。</p>
-----------------------------	---

後期基本計画施策評価シート

施策15	介護サービスの提供
めざす暮らしの姿	・介護を必要とする高齢者などが地域・行政・関係機関のネットワークの中で必要なケアや支援を受け、安心して暮らしています。
基本方針	介護を必要とする高齢者などが必要なケアや支援を受けられるように、介護保険制度を適正に運用するとともに、制度に関する情報提供や相談体制の充実をはじめ、介護サービスの質の向上に取り組みます。 介護サービス事業者支援などを行うことにより、地域・行政・関係機関のネットワーク化を進め、介護サービス利用者が安心してサービスを利用できるようにします。

【①前提条件の変化】

社会経済環境の変化や 関連法令、制度等の整備状況 (必要性が有れば記入)	後期計画策定後の変化
	・平成30年度の介護保険法の改正により、市町村の自立支援や重度化防止施策の取組み状況などに対し、財政的なインセンティブとして、国が予算の範囲内で交付金を交付するしくみが設けられた。

【②総合評価】

指標値と 事業の実施状況	★★☆		指標(めざす値の平均達成率)		
			100%以上	80%以上	80%未満
事業の実施状況	★★☆	基本方針の要素はすべて実施した	★★★	★★☆	★☆☆
		基本方針の要素の中には実施できていないものがある	★★☆	★☆☆	☆☆☆
総合評価		<p>【結果(見込)】 平均達成率99.5%</p> <p>成果指標の達成率については、概ね計画値を達成する見込みである。高齢者人口の増加に伴い、要介護・要支援認定率や介護保険給付費の増加が見込まれているものの、現状のところ見込みの範囲内で推移している。</p> <p>【実施状況】 基本方針の要素はすべて実施した。</p> <p>介護を必要とする人が必要な介護サービスを受けられるよう、情報発信や相談体制の充実を図るとともに、事業者と協力して、利用者が安心してサービスを受けることができるよう事業者への指導やケアプラン研修等の適正化の取り組みを進めた。</p>			

具体的取り組みについての 総括	・「介護給付費等費用適正化事業」において、適切なケアプランが作成され、利用者にとって適切かつ必要な介護サービスが提供されているかの確認を行うなど、介護サービスの質の向上に取り組んだ。 ・引き続き、国及び府の適正化計画に基づき、介護サービスの質の向上、持続可能な制度の運用をめざし、適正な保険料率の設定を図り、介護保険制度の健全な運営に努めていくことが必要である。
・重要な役割を果たした事業	
地域と向き合う施策展開 についての総括	・各小学校区を基本的な視点に、5つの日常生活圏域において、医療・介護・予防・住まい・生活支援が有機的かつ一体的に提供できるよう、介護サービスに関する地域資源の整理を行うとともに、引き続き、身近な地域で多様なサービスの提供を受けられるように居宅サービスなどの充実を図る必要がある。

施策担当課	高齢介護課
関係課	

【③第6次総合計画の策定に向けて】

考慮すべき 社会経済環境の変化等	団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けて、介護人材の不足が深刻化することが見込まれる状況の中、国が示す制度的な対応を注視しつつ、資格を有していながら就業していない潜在的有資格者などの人材発掘や離職防止等について取り組むことが重要である。
---------------------	---

重要課題、課題対応 のために必要な取り組み	・今後も介護費用の増大が見込まれる中、給付と負担のバランスを図りつつ、介護予防や給付適正化を推進し、介護保険制度の持続可能性を高めていくことが必要である。
--------------------------	---

後期基本計画施策評価シート

施策16	障がいのある人の自立支援
めざす暮らしの姿	一人ひとりの障がい者(児)とその家族が、地域・行政・関係機関のネットワークの中で必要なサービスや支援を受けながら、自立した生活を送るとともに、安心して生活しています。
基本方針	障がい者(児)が生き生きと生活を送ることができるように、在宅生活の支援や就労支援に取り組むとともに、充実した社会参加や余暇活動ができるように、日中活動の場の充実や移動手段の確保などに努め、あわせて障がい特性に応じた医療・療育・リハビリテーションを推進します。また、障がい者(児)の人権が尊重され、ともに生き、ともに支えあえる社会づくりに向け、障がい者理解を促進し、障がい者の権利擁護と相談体制の充実を図ります。

【①前提条件の変化】

社会経済環境の変化や関連法令、制度等の整備状況(必要性があれば記入)	後期計画策定後の変化
	<ul style="list-style-type: none"> 国において、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築が求められている。 児童福祉法の改正により、第1期八尾市障がい児福祉計画の作成が義務づけられ、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や医療的ニーズへの対応をめざし、医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置等が求められている。

【②総合評価】

指標値と事業の実施状況	★★☆	指標(めざす値の平均達成率)			
		100%以上	80%以上	80%未満	
事業の実施状況	★★☆	基本方針の要素はすべて実施した	★★★	★★☆	★☆☆
		基本方針の要素の中には実施できていないものがある	★★☆	★☆☆	☆☆☆
総合評価	<p>【結果(見込)】 平均達成率94.0%</p> <p>成果指標については、概ね順調に推移しており、計画値に満たないものの毎年着実な伸びを見せている。</p> <p>【実施状況】 基本方針の要素はすべて実施した。</p> <p>「八尾市障がい者基本計画」、「八尾市障がい福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの提供を基本として、在宅生活・就労支援に取り組むとともに、充実した社会参加、余暇活動ができるよう、日中活動の場の確保に取り組んだ。</p> <p>また、障がい者週間や障がい者フォーラム等での啓発活動により、障がい者理解を促進するとともに、成年後見制度等の活用による障がい者の権利擁護を図るとともに基幹相談支援センターを設置することで相談体制の更なる充実を図った。</p> <p>一方、障害者差別解消法の認知度はまだまだ低く、障がいや障がい者等に対する更なる理解を深める取り組みが求められている。</p>				

<p>具体的取り組みについての総括</p> <p>・重要な役割を果たした事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者相談支援事業では、基幹相談支援センターを設置し、委託相談事業所等との連携を強化し、相談支援体制の充実を図るとともに、障害者差別解消法の相談窓口など権利擁護のための必要な取り組みを行った。 介護給付事業をはじめ、訓練等給付事業、障がい児通所給付事業、障がい者移動支援事業等において、個々の障がい特性に応じて必要とされる障がい福祉サービス等を提供したことにより、障がい者等の自立支援につなげることができた。 障がい者社会参加推進事業では、障がい当事者が主体となって企画、運営する障がい者フォーラムを実施し、障害者差別解消法の啓発等を行うとともに、地域福祉推進基金活用事業により、市民等が行う障がいや障がい者に関する理解の促進を図る事業に助成を行った。 今後に向けた課題としては、夜間等の緊急時に対応できる相談支援体制の構築や、更なる障がい者理解の促進に向けた取り組みを進め、地域全体で障がい者等を支えていく体制づくりの強化が必要である。
地域と向き合う施策展開についての総括	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方々が障がいや障がい者理解を深めるにあたり、災害時要配慮者支援事業により、同意者リストを活用した、地域での平常時からの関係づくりを進めるとともに、地域福祉推進基金活用事業により、市民等が行う障がい者理解にかかる取り組みに対して事業助成を実施した。 今後は、地域における更なる障がい者理解の促進に向けて、地域拠点とも連携強化を図りながら、地域に根差した取り組みを進めていく。

施策担当課	障害福祉課
関係課	

【③第6次総合計画の策定に向けて】

考慮すべき社会経済環境の変化等	<p>全国的に障がい者理解の促進につながる条例の制定が進む状況にあり、本市においても障がいや障がい者理解がより一層深まる取り組みが求められる。</p> <p>また、障害者差別解消法施行後3年を目途に、国における法律の施行状況の検討を踏まえて、必要に応じた法の見直しが予定されている。</p>
-----------------	---

重要課題、課題対応のために必要な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者等の重度化・高齢化が進む中、障がい者等が安心して地域で暮らすことができるよう、地域全体で支える体制づくりが求められている。とりわけ、夜間等の緊急時の相談体制の充実をはじめ、医療的ケアも含めた障がい者等の重度化にも対応できる支援体制を確保するとともに、医療・保健分野、高齢・介護分野といった制度、分野を超えた連携強化や、地域住民等による地域の見守り体制の充実等、地域共生社会の実現に向けた、包括的な支援体制を構築する必要がある。 地域における障がい児支援の拠点と位置付ける、児童発達支援センターの機能拡充を図りつつ、子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援に取り組むため、保健、医療、保育、教育等の関係機関との連携による重層的な支援体制の構築が必要である。 障がいや障がい者理解の促進に向けて、更なる啓発等の取り組みが必要である。
----------------------	--

後期基本計画施策評価シート

施策17	生活困窮者への支援
めざす暮らしの姿	・生活に困窮したときに、必要な支援を適切に受けることができ、安定した生活を送ることができています。
基本方針	生活に困窮したときに、必要な支援を適切に受けることができ、安定した生活を送ることができるように、生活保護制度の適正な運用や相談体制の整備・充実をはじめとする公的扶助を行います。 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立相談支援事業の必須事業を適切に実施し、生活困窮者の自立支援の基盤整備に取り組みます。

【①前提条件の変化】

社会経済環境の変化や関連法令、制度等の整備状況 (必要性があれば記入)	後期計画策定後の変化
	緩やかな景気の改善により、雇用情勢に改善の兆しも見られるものの、依然として生活保護受給者を含む生活困窮者数は大阪府下市町村で比較して高水準にあるため、引き続き支援を実施する必要がある。

【②総合評価】

指標値と事業の実施状況	★★☆		指標(めざす値の平均達成率)		
			100%以上	80%以上	80%未満
事業の実施状況	★★☆	基本方針の要素はすべて実施した	★★★	★★☆	★☆☆
		基本方針の要素の中には実施できていないものがある	★★☆	★☆☆	☆☆☆
総合評価		<p>【結果(見込)】 平均達成率87.4% 成果指標については、達成率が80%を超えて推移しており概ね達成できている。</p> <p>【実施状況】 基本方針の要素はすべて実施した。 生活に困窮した方からの相談に適切に応じ、その上で生活保護の適用や生活困窮者自立支援制度の活用など支援を行った。また、生活保護を受給中の世帯に対しては、安定した生活を送ることができるように生活保護制度の適正な運用を実施し、就労による自立促進のためにハローワーク職員OB3名を就労支援員として任用し、稼働年齢層であって就労阻害要因のないにもかかわらず現に就労していない被保護者に対しては、ハローワークへの同行など被保護者に寄り添い、就労の実現に向けて懇切丁寧な支援を行った。</p>			

<p>具体的取り組みについての総括</p> <p>・重要な役割を果たした事業</p>	<p>・生活保護受給者に対する就労支援については、一定の効果はあらわれてはいるが、引き続きハローワーク等の関連機関との連携を密にし、就労率の増加へ向けて取り組んでいくものとする。</p> <p>・生活困窮者自立支援事業においては、生活困窮者が抱える複合的な課題に対し、生活困窮者自立相談支援事業をはじめ、他所属と連携した就労支援や子どもの学習支援などの事業の実施のほか、関係機関と連携を密にしながら、個別的、包括的、継続的な支援を行った。</p> <p>・ホームレス対策については、大阪府と府下市町村が共同して委託し、公園や河川敷、道路等の巡回をおこない、ホームレスの自立に向けた取り組みを行った。</p>
地域と向き合う施策展開についての総括	生活保護受給者及び生活困窮者に対して、民生委員児童委員等の各種地域団体や地域拠点等と連携し、受給者・困窮者が抱える問題についての早期発見に努め、必要な対応を行う。

施策担当課	生活福祉課
関係課	生活支援課

【③第6次総合計画の策定に向けて】

考慮すべき社会経済環境の変化等	<p>貧困の連鎖を断ち切り、自立助長を図るためには生活保護受給世帯の高校卒業後の進学を支援することも有効である。そのため、生活保護法が一部改正され、進学を支援するために、進学準備給付金を支給することなどで学習支援の強化が図られている。</p>
-----------------	---

重要課題、課題対応のために必要な取り組み	<p>・生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の実施においては、関係各課(水道、納税、健康保険など)で把握した困窮のサインを見逃すことなく、制度につなぐことで支援からもれることがないようにすることが必要である。そのためには関係各課との認識の共有を図るとともに、連携の強化をしていくことが重要である。</p>
----------------------	--

後期基本計画施策評価シート

施策18	母子保健の増進
めざす暮らしの姿	・母親と子どもの健康が適切に見守られ、必要なケアを受けています。
基本方針	八尾市で子どもを生き育てて良かったと実感できるまちづくりをめざし、妊娠に向けての支援から母子ともに健やかな出産ができ、乳幼児の発育支援まで、切れ目のない妊娠・出産・子育てへの支援が受けられる環境を整えます。

【①前提条件の変化】

社会経済環境の変化や 関連法令、制度等の整備状況 (必要性が有れば記入)	後期計画策定後の変化
	・地方自治法の一部改正(中核市指定要件の変更に伴う保健所設置関連) ・健康増進法の一部改正(受動喫煙対策関連)

【②総合評価】

指標値と 事業の実施状況	★★☆	指標(めざす値の平均達成率)			
		100%以上	80%以上	80%未満	
事業の実施状況	★★☆	基本方針の要素はすべて実施した	★★★	★★☆	★☆☆
		基本方針の要素の中には実施できていないものがある	★★☆	★☆☆	☆☆☆
総合評価	<p>【結果(見込)】 平均達成率99.0% 各指標について、達成率が98%を超えて推移しており、概ね達成できている。</p> <p>【実施状況】 基本方針の要素はすべて実施した。 母子保健相談支援事業における、助産師の配置により、保健師をはじめ専門職の連携による相談体制の充実が図られるとともに、不妊・不育に関する相談や、助成制度の実施などを通じて、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援が受けられる環境の整備がより一層図られた。</p>				

<p>具体的取り組みについての総括</p> <p>・重要な役割を果たした事業</p>	<p>・妊婦健康診査において、1人あたりの公費負担額を120,000円に増額し、経済的負担の軽減を図り、健診受診率の向上に取り組んだ。</p> <p>・平成30年度より、産婦健康診査並びに産後ケア事業を実施し、産後の初期段階における母子に対する支援の充実を図った。</p> <p>・平成27年8月より母子保健相談事業を実施し、助産師の配置による相談体制の強化により、新生児訪問をはじめとする相談対応の充実や、平成29年度より、不妊・不育相談会を実施するなど、支援体制の充実を図った。</p> <p>・中核市移行に伴い、国の制度に基づく特定不妊治療費の助成を行うとともに、市独自事業として不育症の治療に要した経費の一部の助成を開始するなど、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制の充実に取り組んだ。</p>
地域と向き合う施策展開 についての総括	民生委員児童委員等の協力・連携により、妊産婦、乳幼児の健康状況の把握に取り組むとともに、地域での相談や交流会等を通じて母子保健の増進に努めた。

施策担当課	健康推進課
関係課	保健予防課、子育て支援課

【③第6次総合計画の策定に向けて】

考慮すべき 社会経済環境の変化等	・少子高齢化や疾病構造が変化していく中で、あらゆる世代の健やかな暮らしを支えるため、健康格差(社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差)の縮小に向けた保健・福祉・医療の連携による取り組みがより求められるものとする。
---------------------	---

重要課題、課題対応 のために必要な取り組み	<p>・年々、母子に関する要フォローケースが増加しており、その対応にかかる専門職等の人材の確保と人材育成の充実が急務である。</p> <p>・産後ケア事業や産婦健康診査等の母子保健施策を通じた虐待予防に取り組むなど、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制の更なる充実に向け、庁内関係課との連携を図り、取り組みを進める必要がある。</p>
--------------------------	---